

令和6年能登半島地震により被害に遭われました受験生に対する
入学検定料の免除措置について

関西学院短期大学

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、犠牲となられた皆さまにお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

「災害救助法適用地域」で被災した世帯の受験生に対しての経済的支援として、本人からの申し出により入学検定料の減免措置を下記のとおり行うこととなりましたので、お知らせいたします。措置を希望される受験生は、まずは申請窓口までご連絡ください。

1. 対象者

「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域」に居住し、被災された世帯の受験生で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなった方
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）および滅失した方。
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方。
- ④ その他（④の場合、申請前に一度ご相談ください）

※適用地域は、内閣府HP（[災害救助法の適用状況](#)）をご参照ください。適用状況が更新される可能性がありますので、ご確認をお願いいたします。

2. 免除対象：2024年度入学検定料

2023年度に実施する入学試験前に被災した受験生が対象です。

なお、2024年4月に本学へ入学した受験生は入学金と2024年度春学期学費のうち授業料が減免となることがあります。

3. 提出書類

被災状況証明書等

- ① 「死亡診断書」（上記1-①の場合）
- ② 「市町村が発行する罹災証明書」（上記1-②の場合）
- ③ 「家屋の損壊状況が証明できる書類」（上記1-②の場合）
- ④ 「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（上記1-③の場合）

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊す（または取り壊した）ことが証明できる書類」もあわせてご提出ください。

4. 申請期日と減免措置適用審査について

原則、各入学試験の出願期限が入学検定料の申請期日となります。すでに出願期限を迎えている入学試験につきましては、個別に対応いたしますので、申請窓口までご連絡ください。

提出書類を簡易書留等で郵送してください。提出書類に基づき減免措置適用についての確認を行います。結果等詳細については、追って連絡いたします。

被災状況により期日までに提出が困難な場合は事前に申請窓口までご相談ください。

5. 申請・問い合わせ窓口

➤ 聖和短期大学事務室（入試担当）：Tel0798-54-6504

➤ 提出書類郵送先

〒662-0827 兵庫県西宮市岡田山 7-54

聖和短期大学事務室（入試担当）宛

※封筒表面に「入学検定料免除措置申請」と明記してください。

なお、入学検定料免除措置の他、入学金・授業料等の免除、入学後の経済支援（奨学金等）のご相談も受け付けています。

<事務取扱時間>

平日 8:50～11:30、12:30～16:50

※土曜日、日曜日・祝日（授業実施日を除く）は閉室しております。

他入試実施日など

現在も余震の断続的な発生や、悪天候による土砂災害等の危険性もあり、多くの方が不安な時を過ごされていることと存じます。受験生の皆さまが入学試験においてその力を十分に発揮できるように、引き続き努めてまいりますので、受験についてご不安なことがありましたら、お問い合わせください。

被災地における救助、復旧活動などに尽力されている皆さまに深く敬意を表しますとともに、被災地全ての皆さまの安全と、一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

以上